

平成 2 2 年度の主要事業

(本所)

< 飛騨圏域へき地(山間部・遠隔地)妊婦支援事業 >

飛騨圏域(北部)のへき地(山間部・遠隔地)に居住する妊婦に対して、関係機関(医療機関、消防署、市村、保健所等)の連携体制(情報システム)の構築を図り、へき地在住の妊婦に緊急な処置が必要な場合、より安全な分娩を確保するための体制を整備する事を目的として平成 21 年 4 月 21 日より事業が開始されている。具体的な事業内容は以下のとおりである。

1 事業内容

- (1) 該当へき地に居住する妊婦(同意を得られた妊婦に限る)情報の共有(台帳の作成)
- (2) へき地妊婦支援事業登録者マップの作成
- (3) 妊婦の救急搬送があった場合の情報提供
- (4) 妊婦救急処置講習会の開催
- (5) 飛騨圏域へき地(山間部・遠隔地)妊婦救急搬送訓練の実施
- (6) 飛騨圏域へき地(山間部・遠隔地)妊婦支援協議会の開催

2 事業実績

(1)及び(2)について

平成 22 年 12 月末の時点で、累計登録人数は 22 名。同時点での登録人数は 4 名である。
登録者台帳、マップは上記の時点で第 11 報まで更新されている。

(3)について

妊婦の救急搬送の報告は 1 件あり。(平成 22 年 12 月末時点)

(4)について

平成 22 年度は 3 月に妊婦救急処置講習会を予定している。

(5)について

平成 22 年 12 月 15 日 高山市市高根町日和田地区において冬季搬送訓練が実施された。
高山市国民健康保険高根診療所、高山赤十字病院、高山市消防本部(大野分署)、市村等の関係機関の参加があり、搬送訓練は無事終了した。

(6)について

飛騨圏域へき地(山間部・遠隔地)妊婦支援協議会は平成 22 年 12 月 8 日に開催した。

< 食品の安全・安心対策 >

平成 21 年の県内における食中毒発生状況は、事件数 19 件、患者数 519 名である。管内においても 1 件ノロウイルスによる食中毒が発生した。

当所は県内でも主要観光地をひかえていることから、宿泊施設や食品製造施設を中心に監視指導、衛生講習会を通じ食中毒予防の徹底を図るとともに、発生時の迅速な対応による事故の拡大防止に努める必要がある。

1 監視指導の推進

岐阜県食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒の発生に対してリスクの高い業種（旅館、仕出し屋・弁当屋、集団給食施設など）、過去に食中毒を起こした施設、不良食品発生の危険性のある業種（乳処理業、各種製造業など）などに対し重点的に監視指導を実施し食中毒や不良食品の発生の未然防止を図るとともに、管内施設で製造された食品の収去検査を行い食品の安全性の確認を行う。

2 衛生教育の推進

飛騨食品衛生協会と連携のもと、食品衛生責任者講習会や食品衛生責任者養成講習会開催し、食中毒防止対策、食品衛生管理の重要性など食品衛生意識の向上を図る。

また、特に発生頻度が高くなってきているノロウイルス食中毒対策について、ホテル従業員等に対して衛生講習会を実施する。

3 飛騨食肉センターにおける食肉輸出認定

平成13年の日本におけるBSE発生により、我が国の牛肉は各国で輸入が禁止され、現在は2国間で締結された認定基準を満たさなければ輸出できない。現在、食肉の輸出について、米国、香港、タイ等の7カ国・地域で設定要綱等があり、相手国により基準や手続きが異なる。

平成16年9月、岐阜県産農産物の輸出促進を目的として、県・農業団体等からなる「岐阜県農林水産物輸出促進協議会」を設置し、海外への県産農産物の販売促進を推進してきた。

さらに、平成20年11月、飛騨牛を香港で販売するため、レセプションを開催し、知事によるトップセールを実施した。

現在、計画的に香港に対して飛騨牛を供給できる体制の整備について、関係団体から求められており、認定要綱等に基づいた処理方法、構造基準、検査体制にする必要があり、不適合箇所については改善を図っていく。

< 新型インフルエンザ対策を主とする地域連携の推進 >

2009パンデミックを教訓に、鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトヒト感染対策(新型インフルエンザ)対策を推進しているが、新型インフルエンザが出現した場合、ヒトは免疫を持たないため、パンデミックを避けることはできなく、大流行に伴う健康被害にとどまらず、社会的、経済的な混乱をきたすことが危惧される。

対応としてはサーベイランス体制の強化を図るとともに、地域における医療の確保について医師会、各市村及び関係機関と情報を共有し、総合的にインフルエンザ対策に取り組む。また、パニックを最小限にとどめるために事前対応型の準備を行う。

1 事前準備

- (1) 個人防護服を整備
- (2) 研修・訓練を実施

2 各市村新型インフルエンザ対策行動計画改定に係る整合把握

3 事業実績

1 について

- (1) 防護服の在庫状況を確認
- (2) 研修及び訓練を実施

	開催日時	開催場所	対象者	参加数	内容
1	平成 22 年 6 月 22 日(火) 15:00 ~ 16:30	飛騨総合庁舎 大会議室	保健所職員	20	講義「新型インフルエンザ対策」 実技「標準予防策」
2	平成 22 年 6 月 30 日(木) 14:00 ~ 15:30	飛騨総合庁舎 大会議室	市村職員 保健所職員	9 15	講義「新型インフルエンザ対策」 実技「標準予防策」

事前の準備が重要であることを再確認した。

2 について

今回の新型インフルエンザ(H1N1)の世界的大流行の検証結果を踏まえ、現行の「計画、マニュアル(H5N1)」等の見直し、改定を検討中。

<ヘルスプランぎふ21改定>

ヘルスプランぎふ21は平成14年度に策定されたが、平成19年度に見直し、平成20年度から平成24年度を実施期間として改定された。

改定に伴い、飛騨圏域健康づくり推進会議を開催し、圏域の健康づくり推進に向けた進捗を確認するとともに、今後の健康課題への対策について協議した。

1 平成22年度飛騨圏域健康づくり推進会議

- (1) 開催月日：平成23年 2月16日(水)
- (2) 開催場所：飛騨総合庁舎 特別会議室
- (3) 出席委員：16名出席
- (4) 協議事項

飛騨圏域の健康課題と平成21年度の取り組みについて
平成22年度における各関係団体の取り組みについて
最終年度までの2年間(H23~24)の方向づけ

<生活習慣病対策での医療との連携推進>

飛騨地域の糖尿病患者や脳卒中患者の切れ目ない支援の体制づくりを目的としたネットワークづくりを目指して、これまでに関係者と作り上げてきた地域連携クリティカルパスの積極的な運用や連携強化のため、保健医療関係者との連携会議を開催した。

糖尿病及び脳卒中の地域連携クリティカルパスの啓発・普及については、中核病院を中心に研修会等を開催した。

また、慢性腎臓病（CKD）対策について、飛騨地域の現状や課題、今後の方向性等について検討を行った。

1 生活習慣病医療連携推進代表者会議の開催

平成23年3月9日

2 地域医療連携に関する普及啓発（委託事業）

平成22年12月20日～平成23年3月25日

糖尿病及び脳卒中地域連携クリティカルパスを活用した連携の理解促進、普及に関する研修会の開催（委託先：高山赤十字病院）

3 実務者会議の開催

平成23年2月24日（下呂市糖尿病対策ネットワーク会議）

平成23年2月24日（CKD予防対策検討会）

<災害時の栄養・食生活支援対策事業>

平成20年度からの取り組みとして、地震等によって被災した住民の健康状態に対応した栄養・食生活支援システムづくりの構築を図るための活動を実施し、様々な波及効果を得ている。

平成22年度はさらに具現化に向けた取り組みとして、下呂市をモデルにして様々な場合を想定した具体的な取り組みを検討するとともに、シミュレーション訓練を実施し、課題の掘り出しを行った。

<将来の安全なお産を支えるためのいのちの教育対策強化事業>

健全な父性・母性を育むことで回避できる周産期の課題を減少させるため、将来、いのちを生み育てる子どもたち等が「いのちの大切さ」や「性」に関する正しい知識と行動のあり方を学習することができるよう、関係機関との連携体制整備と普及啓発を行った。

(1)関係機関連携強化会議の開催（H22.7.15 H22.12.21）

(2)保健所いのちの教育出前講座（H22.11.19 岐阜県立飛騨神岡高等学校）

平成 2 2 年度の主要事業

(下呂センター)

< 食の安全対策 >

食品営業施設に対する監視指導、食品営業者等を対象とする講習会の開催、住民への普及啓発を推進することにより食中毒等の食品事故の発生防止に努めた。

特に、危険度レベルの高い施設の監視指導に一層の強化を図り、延べ約 8 0 0 施設の立入指導を行うとともに、延べ約 1 , 0 0 0 人に対し、食品衛生講習会を開催した。(平成 23 年 1 月末現在)

学校給食施設等に対する衛生管理指導強化事業

学校給食施設については、対象となる大量調理施設 4 施設、中小規模調理施設 1 施設について、平成 2 1 年度の監視指導結果を踏まえ、改善の実施状況を確認し、調理作業中に立入指導を行い、学校給食施設等集団給食施設に係る食中毒の発生防止に努めた。さらに、調理済み食品を収去し、一般細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌 0 1 5 7 について検査した。

その他、保育所 6 施設及び病院 3 施設の対象となるすべての施設に立入指導を行った。(平成 23 年 1 月末現在)

< 旅館等・公衆浴場におけるレジオネラ症対策 >

近年、全国各地の旅館・公衆浴場等の入浴施設を原因とするレジオネラ症患者が頻繁に発生しており、入浴施設におけるレジオネラ症の感染事故防止対策が極めて重要となっている。

このため、循環式の入浴施設を対象に立入指導を実施し、入浴施設の管理状況、浴槽水の自主検査の実施状況等について確認、指導を行った。

また、レジオネラ属菌実態調査として、旅館等 1 5 施設について浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施し、その結果に基づき、浴槽水の衛生管理等の事後指導を実施した。

さらに、下呂温泉事業協同組合(以下、「組合」という。)と協働して、組合が温泉を供給する組合員経営の旅館及び公衆浴場の浴槽水の水質検査を年 2 回実施し、その結果についての勉強会や維持管理状況の聞き取り調査を実施し、施設の管理者に対してフィルターリフレッシュ法(浴槽水の換水時に浴槽内を高濃度残留塩素で循環させ、浴槽、配管、ろ過器(ろ過砂)を消毒する方法)を推進し、レジオネラ症感染防止対策等の徹底を図るとともに、危機管理意識の向上に努めた。